

# **(仮称) 水戸市障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例の制定について (案)**

## **1 制定の理由**

国においては、2011（平成 23）年 8 月に改正された障害者基本法第 3 条の中で、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、2014（平成 26）年 1 月には、「意思疎通」には手話を含む言語、文字表記、点字、音声、触覚、平易な言葉等による多様な意思疎通の形態や手段及び様式があると定義する「障害者の権利に関する条約」を批准しました。また、2016（平成 28）年 4 月に施行された「障害者差別解消法」においては、意思疎通等を含む社会的障壁の除去に対して合理的な配慮を行うための環境整備の必要性について定められたところです。

本市でも、市議会において、2014（平成 26）年 9 月に「手話言語法（仮称）制定を求める意見書」が採択されるなど、障害者の意思疎通手段に関する意識が高まっています。しかしながら、意思疎通手段の選択の機会の確保や拡大が十分に進んでいるとは言えないため、障害者が日常生活や社会生活を営む上で不安を感じており、本市が障害者施策において目指す姿として掲げる「障害者が笑顔で安心して暮らせるまち・水戸」の実現に向け、各種障害者施策を総合的に推進するためには、多様な意思疎通手段への理解や環境の整備を促進することが必要です。

これらのことから、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を促進することにより、障害の有無にかかわらず、一人一人がお互いに理解し、尊重し合うことができる共生社会を実現することを目的として、「(仮称) 水戸市障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」を制定するものです。

## **2 制定の主な内容**

障害者の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進についての基本理念を定めるとともに、市、市民及び事業者の責務並びに市が総合的かつ計画的に実施すべき施策について規定します。

## **3 施行期日**

2019（平成 31）年 4 月 1 日

#### 4 条例（案）の概要

項目	概要
(1) 前文	<p>障害者が利用する意思疎通手段には，ろう者が大切に受け継いできた言語である手話をはじめ，要約筆記，点字，音声，代筆，代読等多様な形態や手法があります。全ての障害者は，可能な限り，意思疎通手段についての選択の機会が確保されるとともに，情報の取得又は利用のための選択の機会の拡大が図られるべきです。</p> <p>しかし，その選択の機会の確保や拡大が十分に進んでいるとは言えず，障害者は，日常生活や社会生活を営む上で，不安を感じています。</p> <p>障害者が感じている不安を解消するためには，障害の特性に応じた意思疎通手段を広く普及させるとともに，利用できる環境を整備することが求められています。</p> <p>ここに，障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を促進することにより，障害の有無にかかわらず，全ての人の意思疎通が円滑に行われ，お互いを理解し合うことのできる共生社会を実現するため，この条例を制定します。</p>
(2) 目的	<p>障害者の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進についての基本理念を定めるとともに，市，市民及び事業者の責務並びに市が総合的かつ計画的に実施すべき施策について定めることにより，障害の有無にかかわらず，全ての人の意思疎通が円滑に行われ，お互いを理解し合うことのできる共生社会を実現することを目的とします。</p>
(3) 定義	<p>用語の意義について定めます。なお，以下に定める用語以外の用語の意義は，障害者基本法の例によることとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 意思疎通手段…言語（手話を含む。），文字表記，点字，音声，触覚，平易な表現その他の日常生活又は社会参加を行う場合に必要とされる意思の伝達手段</li> <li>・ 意思疎通支援者…手話通訳者，要約筆記者，点訳者，音訳者その他の障害者の意思疎通の支援を行う者</li> </ul>

(4) 基本理念	<p>以下の3つの内容を基本理念として定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 全ての意思疎通手段の利用の促進は、障害の有無にかかわらず、その個性と人格とを互いに尊重することを基本として行われなければならない。</li> <li>• 障害の特性に応じて意思疎通を円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。</li> <li>• 手話の普及は、聴覚障害者が日常生活及び社会生活の中で大切に受け継いできた言語であるという認識の下に行われなければならない。</li> </ul>
(5) 市の責務	<p>市は、基本理念にのっとり、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有するものとします。</p> <p>また、市は、施策の立案及び実施に当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するものとします。</p>
(6) 市民の責務	<p>市民は、基本理念に対する理解を深め、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に寄与するよう努めなければならないものとします。</p>
(7) 事業者の責務	<p>事業者は、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を促進するため、関連する市の施策に協力するよう努めるとともに、障害者が意思疎通手段を利用するための必要かつ合理的な配慮を行うよう努めなければならないものとします。</p>
(8) 理解の普及	<p>市は、障害の特性に応じた意思疎通手段への理解を普及させるため、障害者、意思疎通支援者及び関係機関と協力して、学ぶ機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとします。</p>
(9) 環境の整備	<p>市は、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を促進する環境を整備するため、意思疎通支援者の派遣及び配置その他の必要な措置を講ずるものとします。</p>
(10) 情報の発信等	<p>市は、障害者が市政に関する情報を円滑に取得するため、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用して情報を発信するものとします。また、市は、災害その他非常の事態が発生した場合に備え、関係機関と連携し、必要な体制を整備するものとします。</p>

(11)意思疎通支援者の養成	市は、意思疎通支援者を確保するため、関係機関と連携し、意思疎通支援者を養成するものとします。
(12)事業者に対する支援	市は、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用を促進する活動を行う事業者に対し、必要な情報の提供その他の支援を行うものとします。
(13)職員に対する研修	市は、職員に対し、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する研修を行うものとします。
(14)財政措置	市は、障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとします。

## 参照条文

### 1 障害者基本法（抜粋）

（地域社会における共生等）

第3条 第1条に規定する社会の実現は，全ての障害者が，障害者でない者と等しく，基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ，その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ，次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 1 全て障害者は，社会を構成する一員として社会，経済，文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 2 全て障害者は，可能な限り，どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され，地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 3 全て障害者は，可能な限り，言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに，情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

### 2 障害者の権利に関する条約（抜粋）

#### 第2条 定義

この条約の適用上，

「意思疎通」とは，言語，文字表記，点字，触覚を使った意思疎通，拡大文字，利用可能なマルチメディア並びに筆記，聴覚，平易な言葉及び朗読者による意思疎通の形態，手段及び様式並びに補助的及び代替的な意思疎通の形態，手段及び様式（利用可能な情報通信技術を含む。）をいう。

「言語」とは，音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

「障害を理由とする差別」とは，障害を理由とするあらゆる区別，排除又は制限であって，政治的，経済的，社会的，文化的，市民的その他のあらゆる分野において，他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を認識し，享有し，又は行使することを害し，又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害を理由とする差別には，あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む。）を含む。

「合理的配慮」とは，障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し，

又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲ですべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための支援装置が必要な場合には、これを排除するものではない。

### **3 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抜粋）**

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。